

2022年9月期 第2四半期決算短信(日本基準)(非連結)

2022年5月13日

上場会社名 株式会社サンワカンパニー
 コード番号 3187 URL <http://www.sanwacompany.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 山根 太郎
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役副社長 (氏名) 津崎 宏一
 四半期報告書提出予定日 2022年5月13日
 配当支払開始予定日
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

上場取引所 東
 TEL 06-6359-6721

(百万円未満切捨て)

1. 2022年9月期第2四半期の業績(2021年10月1日～2022年3月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2022年9月期第2四半期	6,317		594		587		395	
2021年9月期第2四半期	5,605	0.8	173		174		35	811.7

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
2022年9月期第2四半期	22.26	22.18
2021年9月期第2四半期	2.02	2.01

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、2022年9月期第2四半期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前年同四半期増減率は記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2022年9月期第2四半期	6,018	2,556	42.5	137.82
2021年9月期	4,716	1,800	38.2	103.65

(参考)自己資本 2022年9月期第2四半期 2,556百万円 2021年9月期 1,800百万円

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、2022年9月期第2四半期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2021年9月期		0.00		3.00	3.00
2022年9月期		0.00			
2022年9月期(予想)					

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

(注)2022年9月期の配当予想については未定です。

3. 2022年9月期の業績予想(2021年10月1日～2022年9月30日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	12,343	9.6	802	191.7	792	187.4	537		30.27

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、上記業績予想は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

また、業績予想の修正については、本日(2022年5月13日)公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有
以外の会計方針の変更 : 無
会計上の見積りの変更 : 無
修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む)	2022年9月期2Q	19,171,000 株	2021年9月期	17,971,000 株
期末自己株式数	2022年9月期2Q	619,000 株	2021年9月期	599,000 株
期中平均株式数(四半期累計)	2022年9月期2Q	17,745,563 株	2021年9月期2Q	17,515,991 株

四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。2022年9月期の配当予想は未定ですが、今後の業績等を総合的に勘案し配当を決定次第、速やかに開示いたします。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料3ページ「1.当四半期に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	6
第2四半期累計期間	6
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	7
(4) 四半期財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(会計方針の変更)	8
(追加情報)	9
(セグメント情報)	9
(収益認識関係)	9
(重要な後発事象)	10

1. 当四半期決算に関する定性的情報

（1）経営成績に関する説明

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いているものの、徐々に経済活動再開に向けての動きは見られていました。しかしながら、新たな変異株であるオミクロン株の出現や、外出自粛傾向の緩和に伴い同感染症の再拡大が見受けられます。

海外におきましても、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済への影響が懸念されるなど依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は当事業年度を成長加速期の初年度として、積極的な投資を行い、長期ビジョン達成に向けた道筋を作ることを目指し、国内事業の収益基盤強化、海外事業の成長拡大、新事業の創造に取り組みました。

当第2四半期累計期間におきましては、以前より継続して実施しているWEB広告やSEO対策、SNSによるマーケティングやコンテンツマーケティング等、各種の集客施策が奏功し、登録会員数が増加したことで売上高が好調に推移いたしました。コロナ禍で在宅が増えたことによる住空間の改善に対する関心が高まる中で、自由な組み合わせで洗面空間をセルフプロデュースできる新商品や、トレンドカラーを取り入れた室内ドアや壁面収納など、当社らしい商品ラインナップを取り揃えたことが好調の一因であったと捉えております。顧客対応や品質面におきましては、商品の品質に起因するクレームの対応や、クレーム起因による商品改善について助言等を行うカスタマーサービスセンターを新設し、顧客満足の向上に取り組んでおります。また、2022年3月には業界初※1となる完全無人のスマートショールーム※2を横浜に開設いたしました。接客スタッフがリモートで対応できるスマートショールームの仕組みは、雇用の流動性や働き方の多様化に対応できる取り組みとなります。

海外事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として海外渡航や現地での営業活動に制約が続く中、現地パートナーとの協働による展示会への出展や、SNSを利用したテストマーケティングを行うなど、販売の基盤づくりに取り組みました。

新しい取り組みとしましては、中古マンションのリノベーション及び販売を行う《sanwacompany renovations》を開始いたしました。この取り組みは、社会問題として増加している住宅ストックの活用という課題に対して当社が提供するソリューションの1つであると同時に、リノベーション物件の施工事例をコンテンツとして蓄えることによりSNSでの認知度向上を図ること、新規商材の開発や検証の場として活用することなど、多面的に既存ビジネスとのシナジー効果も見込んでおります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高6,317百万円（前年同期は5,605百万円）、営業利益594百万円（前年同期は173百万円）、経常利益587百万円（前年同期は174百万円）、四半期純利益395百万円（前年同期は35百万円）となりました。

※1 キッチン・水回り商品を取り扱う業界

※2 「スマートショールーム/SMART SHOWROOM」はサンワカンパニーの出願商標です

（2）財政状態に関する説明

①資産、負債及び純資産の状況

（資産）

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ1,302百万円増加し、6,018百万円となりました。その主な要因は、長期前払費用の増加340百万円、売掛金の増加255百万円、現金及び預金の増加222百万円、商品の増加197百万円、未着商品の増加75百万円、建設仮勘定の増加69百万円があったことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ545百万円増加し、3,461百万円となりました。その主な要因は、未払法人税等の増加182百万円、買掛金の増加168百万円、前受金の増加112百万円、未払金の増加74百万円があったことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ756百万円増加し、2,556百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金の増加343百万円、資本金の増加204百万円、資本準備金の増加204百万円があったことによるものであります。

②キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して222百万円増加し、1,016百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は447百万円（前年同期比537.8%増）となりました。これは主に税引前四半期純利益587百万円、仕入債務の増加額168百万円、前受金の増加額112百万円を計上した一方で、売上債権の増加額255百万円、棚卸資産の増加額278百万円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は130百万円（前年同期は241百万円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出98百万円、差入保証金の差入による支出27百万円を計上したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は94百万円（前年同期は4百万円の獲得）となりました。これは主に配当金の支払額51百万円、長期借入金の返済による支出49百万円を計上したことによるものであります。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

当第2四半期累計期間においては、以前より継続して実施しているWEB広告やSEO対策、SNSによるマーケティングやコンテンツマーケティング等、各種の集客施策が奏功し、登録会員数が順調に増加したことで、売上高が当初の計画を上回って進捗しており、また、それらに係るプロモーション費用やその他販管費を計画より削減することで利益についても当初の計画を大幅に上回る見込みであることから、通期の業績予想を修正いたしました。詳細については、本日（2022年5月13日）公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第2四半期会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	793,462	1,016,110
売掛金	638,430	894,325
商品	1,141,604	1,339,384
販売用不動産	—	61,635
仕掛販売用不動産	46,901	4,927
未着商品	62,862	138,361
貯蔵品	19,779	5,377
前渡金	106,297	117,299
前払費用	78,740	124,430
その他	1,252	6,378
貸倒引当金	△11,852	△19,739
流動資産合計	2,877,478	3,688,491
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	630,736	675,535
車両運搬具（純額）	4,365	3,273
工具、器具及び備品（純額）	46,879	62,116
土地	70,844	71,309
建設仮勘定	5,013	74,126
有形固定資産合計	757,839	886,362
無形固定資産		
商標権	8,788	8,982
意匠権	2,635	2,740
ソフトウェア	53,724	42,515
無形固定資産合計	65,148	54,237
投資その他の資産		
投資有価証券	260,654	265,056
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	133,000	133,000
長期前払費用	335,051	675,510
差入保証金	339,964	367,220
繰延税金資産	71,796	73,160
その他	8,523	8,530
貸倒引当金	△133,000	△133,000
投資その他の資産合計	1,015,991	1,389,478
固定資産合計	1,838,979	2,330,078
資産合計	4,716,457	6,018,570

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第2四半期会計期間 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	785,013	953,393
短期借入金	800,000	800,000
1年内返済予定の長期借入金	82,670	66,000
未払金	205,632	280,106
未払費用	97,850	101,651
契約負債	—	35,401
未払法人税等	37,829	220,499
未払消費税等	2,172	69,614
前受金	322,457	434,821
預り金	7,898	7,976
資産除去債務	54,755	54,829
賞与引当金	125,978	101,739
ポイント引当金	31,653	—
その他	7,543	4,216
流動負債合計	2,561,454	3,130,249
固定負債		
長期借入金	117,500	84,500
資産除去債務	234,678	244,731
長期預り保証金	2,250	2,250
固定負債合計	354,428	331,481
負債合計	2,915,883	3,461,730
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,212	798,612
資本剰余金		
資本準備金	544,212	748,612
資本剰余金合計	544,212	748,612
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	876,489	1,219,827
利益剰余金合計	876,489	1,219,827
自己株式	△216,166	△216,166
株主資本合計	1,798,747	2,550,885
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,826	5,954
評価・換算差額等合計	1,826	5,954
純資産合計	1,800,574	2,556,839
負債純資産合計	4,716,457	6,018,570

(2) 四半期損益計算書
(第2四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
売上高	5,605,336	6,317,810
売上原価	3,613,356	3,887,332
売上総利益	1,991,979	2,430,477
販売費及び一般管理費	1,817,997	1,836,214
営業利益	173,982	594,263
営業外収益		
為替差益	2,245	4
受取保険金	3,012	442
受取補償金	36	—
物品売却益	454	—
助成金収入	—	250
その他	2,250	192
営業外収益合計	7,999	889
営業外費用		
支払利息	1,165	1,487
支払手数料	711	950
投資事業組合運用損	2,046	1,544
株式報酬費用	3,910	3,278
営業外費用合計	7,833	7,261
経常利益	174,147	587,891
特別損失		
固定資産売却損	—	203
固定資産除却損	1,107	0
投資有価証券評価損	9,999	—
減損損失	73,113	—
特別損失合計	84,221	203
税引前四半期純利益	89,926	587,688
法人税、住民税及び事業税	78,924	195,810
法人税等調整額	△24,461	△3,181
法人税等合計	54,462	192,628
四半期純利益	35,463	395,059

（3）四半期キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	前第2四半期累計期間 （自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）	当第2四半期累計期間 （自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	89,926	587,688
減価償却費	74,195	47,284
減損損失	73,113	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	7,887
賞与引当金の増減額（△は減少）	30,025	△24,239
株式報酬費用	11,172	20,262
ポイント引当金の増減額（△は減少）	1,486	—
契約負債の増減額（△は減少）	—	4,142
支払利息	1,165	1,487
投資事業組合運用損益（△は益）	2,046	1,544
固定資産除却損	1,107	0
投資有価証券評価損益（△は益）	9,999	—
売上債権の増減額（△は増加）	△115,229	△255,894
棚卸資産の増減額（△は増加）	△108,636	△278,538
仕入債務の増減額（△は減少）	309,195	168,379
前渡金の増減額（△は増加）	△64,714	△11,002
前受金の増減額（△は減少）	△155,434	112,363
未払金の増減額（△は減少）	18,352	17,935
未払消費税等の増減額（△は減少）	△48,356	67,442
その他	△50,751	4,478
小計	78,664	471,222
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	△1,206	△1,481
法人税等の支払額	△7,369	△22,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,090	447,062
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△120,450	△98,243
有形固定資産の売却による収入	—	27
無形固定資産の取得による支出	△4,638	△4,768
投資事業組合からの分配による収入	8,400	—
差入保証金の差入による支出	△125,324	△27,727
差入保証金の回収による収入	202	455
投資活動によるキャッシュ・フロー	△241,811	△130,257
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△46,666	△49,670
配当金の支払額	△52,196	△51,787
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,920	7,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,057	△94,157
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△167,663	222,648
現金及び現金同等物の期首残高	821,330	793,462
現金及び現金同等物の四半期末残高	653,667	1,016,110

(4) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2022年1月14日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行い、当第2四半期累計期間において資本金が200百万円、資本準備金が200百万円それぞれ増加しております。

この結果、当第2四半期会計期間末において、資本金が798百万円、資本剰余金が748百万円となっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社では、当社独自のポイントサービスを導入しており、当社ECサイトにおいて顧客の商品購入時に発行されるWEBポイントについて、従来は、付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、当該ポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、契約負債を計上する方法に変更しております。

また、当該履行義務については、ポイントの使用に応じて、履行義務が充足されると判断して、収益を認識しております。

(2) 代理人取引による収益認識

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は372,663千円減少し、売上原価は347,988千円減少し、販売費及び一般管理費は20,533千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ4,142千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に重要な影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、第1四半期会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。前第2四半期累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「ポイント引当金の増減額（△は減少）」は、当第2四半期累計期間より「契約負債の増減額（△は減少）」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる四半期財務諸表への影響はありません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積りについて）

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

（セグメント情報）

I 前第2四半期累計期間（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

II 当第2四半期累計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当社は、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいことから、セグメント別の記載を省略しております。

（収益認識関係）

当社の事業セグメントは、住宅設備機器、建築資材のインターネット通信販売事業及びその他の事業であり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	インターネット 通信販売事業	その他	合計
収益認識の時期			
一時点で移転される財	6,290,366	12,292	6,302,658
一定の期間にわたり 移転される財又はサービス	—	13,200	13,200
顧客との契約から生じる収益	6,290,366	25,492	6,315,858
その他の収益	—	1,951	1,951
外部顧客への売上高	6,290,366	27,443	6,317,810

（重要な後発事象）

（株式取得による子会社化）

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、株式会社ベストブライートの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2022年5月20日付で株式会社ベストブライートの全株式を取得し、子会社化いたします。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称、事業の内容及び規模

被取得企業の名称	株式会社ベストブライート
事業の内容	建売住宅事業、注文住宅事業等
資本金の額	30百万円

②企業結合を行った主な理由

本取引により、当社の住宅事業に親和性の高い工務店を組み入れることが可能となり、本事業の更なる成長発展に貢献する予定であり、グループ全体としてより一層の事業拡大を図るため、株式を取得することといたしました。

③企業結合日

2022年5月20日（予定）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社ベストブライート

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	230,000千円
取得原価		230,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等（概算） 52,669千円

(4) 支払い資金の調達方法及び支払方法

借入による調達予定

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(新株予約権の発行)

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、第5回新株予約権（業績連動型有償ストックオプション）及び当社従業員（管理職）及び当社子会社の取締役に対し、第6回新株予約権（タイムカプセルストックオプション）を発行することを決議し、2022年5月10日に以下のとおり割当ていたしました。

なお、第5回新株予約権の目的は中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大に対するコミットメント向上であり、対象者は当社の取締役（社外取締役除く）であります。また、第6回新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社従業員（管理職）及び当社子会社の取締役の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。

I. 第5回新株予約権（業績連動型有償ストックオプション）

決議年月日	2022年4月14日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 2
新株予約権の数（個）※	9,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 900,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	617（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2028年1月1日 至 2029年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 617 資本組入額 308.5
新株予約権の行使の条件※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）3

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

（注）1. (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 \text{ 株式分割又は株式併合の比率}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。新規発行・処分株式数 × 1株当たりの払込金額 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 既発行株式数 + 時価 既発行株式数 + 新規発行・処分株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

- 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - 6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - 7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - 8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - 9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入している場合には、2027年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。本新株予約権者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入していない場合には、2027年9月期の事業年度における当社単体での損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
第11項に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第14項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

Ⅱ. 第6回新株予約権（タイムカプセルストックオプション）

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	山根太郎、津崎宏一（計2名）
受託者	許村幸司
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	2022年5月10日
信託期間満了日(本新株予約権の交付日)	2027年12月末日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社従業員（管理職）及び当社子会社の取締役のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に記載されております。

決議年月日	2022年4月14日
付与対象者の区分及び人数（名）※	受託者 1（注）1
新株予約権の数（個）※	3,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 300,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	617（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2028年1月1日 至 2029年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 617 資本組入額 308.5
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

（注）1. 受託者である当社従業員

2. (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社従業員（管理職）及び当社子会社の取締役である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入している場合には、2027年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。本新株予約権者は、2027年9月期の事業年度において、当社が連結決算を導入していない場合には、2027年9月期の事業年度における当社単体での損益計算書における売上高が190億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
第11項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項第14項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。